

平成24年10月3日

1. まず今回の会員の勝利を喜びたい。法的権利が確立しておらず、分断されやすく、形だけのプレー権と引き換えに安売りゴルフ会社に収奪されてきた大規模ゴルフ場で、奇跡的な地滑りの勝利は、長年ゴルフ場会員の権利保護を追求してきた法曹、かつ、ゴルファーとして祝福したい。
2. 勝利の最大の理由は、会員の団結である。あるスポンサー候補企業を訪問した時のことである。ある役員がこう発言。二つ会員の会ができたなら負けるのでしょうか、と。言ってあげた。きちんと法的準備して会員が頭と体を使い連携したら勝てるのですよ、と。
3. もう一つ勝因は最後まであきらめないこと。会の立ち上がりの頃、見知らぬ女性会員が私を訪ねてきた。どんな弁護士か見に来られたのだろう。会話の中で、絶対に最後まであきらめてはいけないと、ゴルフ場問題に詳しい仲間から言われたそうだ。だから私もがんばるし仲間を集めたい、と。
4. このときは、ひょっとしてこれはいけるかなとは思ったが、その後はご存じの通り、AとPの委任状争奪戦に会員も巻き込まれ大迷惑。おかげで太平洋桐明社長が頼りにした竹生A社社長が退場したが、会員にはAかPかという選択肢しかなくなりそうであった。
5. やはり本件の最大の問題点は、三井住友東急という上場系トップブランドが5年の長きにわたり、会員や入会希望者をミスリードしてきたことである。そんなだましの手口を使いながら、親会社が投資金額をはるかに上回る金額を回収すべく、ゴルフ場を、会員を食物にするアコーディアに投げ出してしまうことに、会員だけでなく、日本中の一般市民も重大な疑問を持ったわけだ。これまで会員が被害を訴えないため、沈黙を保っていた刑事司法関係者も、本件には重大な関心を持っている。
6. いくら形式的に額面が高くても、社長自らポンカス債権と表現せざるを得ない空債権に近いような会員だまし債権は、ゴルフ場担保がついていても、相当の担保減額を実現しなければ、会員の預託金カットの犠牲を強いてはいけないのだ。
7. また、会員をミスリードし続けた実質東急不動産が支配するファンドが、会員に対して、資本的支出部分65億円について会員に優先するわけがない。
8. 会員有志は、再生案否決を確信したことから、逆に再生引き延ばしを図る親会社の策動を封じるため、先月28日更生法申立し受理された。

9. 守る会は会則上再生法しか想定してなかったため、今般、東西の守る会世話人が集まり、創る会を設立し更生法での統一スポンサー候補を立てることを目指す。基準は10項目あり、できるだけ早く会員とゴルフ場のグレードを守る候補を確定したい。

10. 更生法は再生法と異なり債権額勝負であるが、会員の総意で決めるという本来のあるべきゴルフ場の原則が最も適合するのが太平洋クラブ事件の特徴である。再生裁判所も既に親会社ポンカス債権の半額査定をしたようであり、本件にはふさわしい対応である。担保権者や否認該当行為に厳しい会社更生法では、より厳しい措置がとられるであろう。それにもかかわらず、本件の問題性を自覚しないまま、金の塊に過ぎない親会社の、会員と裁判所の怒りを買うような無軌道ぶりは遺憾。

11. 更生法では、会員はより団結を強固にすることができるように進化してきたと確信できるので、素晴らしいスポンサーで会員とゴルフ場のグレードが守られると約束できる。

以上

「新・太平洋クラブ創る会」事務局
さくら共同法律事務所
弁護士 西村 國彦(にしむらくにひこ)
〒100-0011
東京都千代田区内幸町 1-1-7
NBF 日比谷ビル 16 階
電話 03-5511-4403 FAX 03-5511-4411
メール nishimura@sakuralaw.gr.jp